全国公立高等学校事務職員功労者表彰に関する内規

（趣旨）

第　１　条　　この内規は、全国公立高等学校事務職員協会会則第２３条の規定により、特に功労のあった者を褒賞するために必要な事項について定める。

（推薦）

第　２　条　　本会は都道府県市協会の推薦に基づき全国理事会の議決によって本会の会員の功労者を表彰することができる。

（基準）

第　３　条　　被表彰者は本会の会員で次の各号の１に該当することを要する。ただし、別に定めのある場合は、これを適用することができる。

１　公立学校事務職員として在職３０年以上で勤務成績良好なる者。

２　本会役員として功労顕著なる者。

３　その他学校事務に関し、特別な研究をし、若しくは研究活動を推進して功労顕著なる者。

（表彰）

第　４　条　　前条各号該当者には感謝状を贈呈するものとする。

２　　その他の表彰については常任理事会で検討する。

（改　正）

第　５　条　　本内規の改正は全国理事会の議決による。

附　則　　昭和４５年１１月　９日　　一部改正

附　則　　昭和５７年　７月２８日　　一部改正

附　則　　昭和５８年１１月　８日　　一部改正

附　則　　平成　９年　７月３０日　　一部改正

附　則　　平成１３年１１月２８日　　一部改正

附　則　（平成２４．７．２６改正）

この内規は、平成２４年７月２６日から施行し、平成２４年４月１日から適用する。